



## 巻 頭 言

理事 お一 ゆう ま  
呉 裕 麻

戦争というものに強い反発がある。小学生のころに読んだ「はだしのゲン」には相当、影響を受けた。また、自分が在日コリアンであり、韓日併合の歴史の中で祖父が日本に来て、父が生まれ、自分が生まれたという来歴もまた戦争に対する強い反発の原因になっている。

幼いころは、知識も十分でなく、周囲の人々が呉家の来歴についてあれこれと勝手な話をしているのを聞く中で、「自分の祖父は、徴兵されて日本に来た。」と思い込んでいた。

しかし、これは事実ではなく、韓日併合の中、貧しい生活から逃げようとして韓国の田舎から日本に自らやって来たというのが正しい。

当然、日本にやって来たからといっていきなり生活が楽になる訳ではなく、祖父も祖母も相当地に苦勞をしたと思われる。私自身は祖父も祖母も会ったことがないので直接話を聞く機会はなかったが、父から聞く話で容易に想像がついた。

そうした中、今年の5月に韓国の祖父の故郷を父親や私のきょうだいで訪問する機会に恵まれた。全羅北道（チョルラブクト）南門という地域である。

父からは、「何にもない田舎だ。」と聞いてはいたが、訪問してみてよくわかった。お店はない。民家も点々としているだけ。車も人もほぼ見かけない。産業はほぼ農業だけと思われる。

現代ですらそのような田舎であるから、祖父が生まれ育ったころにはさらに何もなかっただろう。

そんなことを考えながら村を歩いた。何か胸に詰まるものがあった。

これとは別に8月のお盆に広島に行く機会があった。広島記念公園、平和記念資料館を訪れた。資料館では入館までに1時間かかるほどの長蛇の列であり、国籍や、年代を問わず多くの来訪者であった。

館内も当然、人混みが酷く、展示をゆっくり見ることもできなかったが、同伴していた我が子らに少しは戦争の悲惨さを伝えることができたと思う。

戦争は、多くの人の生活を破壊する。平和があつての福祉でもある。戦争は福祉も当然、破壊する。幼いころから今に至るまで、戦争のない国をつくりたいと思い続けている。

(お一ゆうま 2022年4月より理事 弁護士)

## 特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」

### 第 10 回定時総会報告

本年 5 月 28 日（日）に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」（以下当法人）の第 10 回の定時総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症が第 5 類とされたことを受け、4 年ぶりの対面開催で定時総会を行いました。当日、会場にご来場および書面表決いただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。

今回の定時総会時の会員数は 49 名、うち出席会員数は 41 名（出席 15 名、評決書面提出 26 名）出席率 83.7% で会員数の過半数を得て、定款に基づき総会成立をみました。

今回は、記念講演との関係で 9 時 40 分から開催いたしました。議長に呉氏（理事）が選出され、議案書に基づき進行されました。

#### 1) 第 1 号議案「2022 年活動報告」・第 2 号議案「2022 年度決算報告および監査報告」

「2022 年度活動報告」を説明しました。以下、報告内容の概要です。

##### (1) 福祉・医療サービス人権相談事業

- ・2022 年度も毎週日曜日に電話相談日を設けました。
- ・今年度は、身体障害のある在宅生活者、介護支援専門員とのトラブルといったケースが寄せられました。

##### (2) 調査研究事業

- ・2021 年度にまとめた「介護保険法に基づく実地指導等の実態（担当者数、実施内容・件数）に関する調査（平成 12 年度から令和 2 年度）」の結果をもとに、日本社会福祉学会 中国・四国地域ブロック第 53 回 岡山大会で口頭発表しました。

##### (3) 人材育成事業

- ・第 9 回定時総会記念講演として則武透氏（弁護士）による『新・人間裁判 生活保護基準引下（ひきさげ）違憲訴訟について』をオンライン開催しました。
- ・2023 年 2 月 5 日（日）には「2022 年度人権・福祉講座として、『世帯分離と進学の問題を例に－生活保護世帯の若者の自立を考える』を関藤香代子氏（岡山生活と健康を守る会連合会）と森岡佑貴氏（弁護士・みどり法律事務所）のダブル講師で行いました。
- ・「福祉オンブズカフェ」を 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月とオンライン開催しました。隔月で計 6 回行い延べ 73 人の参加をいただきました。

#### (4) 情報公開事業

- ・毎週の電話相談・隔月のカフェ・他イベントにつきホームページ/SNS(Facebook)にて開催と報告を継続発信しました。
- ・会報バックナンバーに加え、「介護保険法に基づく実地指導等の実態(担当者数、実施内容・件数)に関する調査(平成12年度から令和2年度)」(2020年度調査研究事業)の結果報告書のダウンロード提供を開始しました。

#### (5) 出版事業

- ・2022年度は実施しませんでした。

#### (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

- ・「令和4年度岡山市人権啓発活動補助金」を獲得しました。この補助金は、2022年度人権福祉講座に充てることができました。

以上の内容が、評決書面および出席者の賛成により承認されました。

会計担当理事から「2022年度決算」の報告がありました。そして、理事長より監査報告の代読があり、理事の業務執行並びに経営の状況および財産の状況に関し、適正に処理されている旨が報告されました。評決書面および出席者の賛成により、承認されました。

## 2) 第3号議案「2023年度活動方針(案)」、第4号議案「2023年度予算(案)」

副理事長より「2023年度活動方針(案)」の説明がありました。以下、説明内容です。

#### (1) 福祉・医療サービス人権相談事業

- ・毎週日曜日に実施している相談活動を継続します。
- ・電話等から寄せられる個別相談が、社会的な課題解決へとつながるとの視点で相談活動を行います。

#### (2) 調査研究事業

- ・在宅生活をされる身体障害者等を対象としたごみ収集サービスの実態調査を行います。

#### (3) 人材育成事業

- ・「定時総会記念講演」(年1回)、「人権・福祉講座」(年1回)、「福祉オンブズカフェ」(2か月1回)を行います。
- ・これまでは「福祉オンブズカフェ」をオンラインのみで開催していましたが、対面方式で

の開催を検討します。また人権啓発に関する補助金を活用し、人権・福祉講座を継続開催します。

#### (4) 情報公開事業

・電話相談、カフェ、他イベントにつき告知・報告を当法人および内閣府ホームページ/SNS 上で発信します。

#### (5) 出版事業

・これまで実施した「福祉オンブズ相談員養成講座」などの活動内容をまとめた小冊子などの出版物の準備をはじめめるための環境整備を含め、その検討を継続します。

#### (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

・上記 (1) ～ (5) に関連する活動を、理事を中心に会員と協働しながら進めます。上記事業を運営するための補助金申請も行います。

会計担当理事より「2023 年度予算（案）」の提案があり、いくつか意見が出されました。代表的なものとして「理事らの行動に対して交通費支給する等の予算はないのか」、また「取り組むべきテーマとして強度行動障害をあげてほしい」といったものがありました。一つ目につき、予算案からは見えづらいですが相談活動に対して交通費支給されていることを会計担当理事より説明いたしました。二つ目に対しては、前向きに取り組みたいと副理事長が回答いたしました。強度行動障害については、9月23日実施の福祉オンブズカフェのテーマとして早速取り入れさせていただいています。

皆様のご意見と応援によって、当法人は支えられております。この場をお借りし、感謝申し上げます。

文責：藤井宏明

## 第10回総会 記念講演「どうする福祉オンブズおかやま」

奥津亘さんは、2000年の福祉オンブズ創立から10年間の代表でした。50年を超える弁護士生活の当初から社会福祉、人権の擁護にかかわり続けてこられました。

講演では、その人生の早い時期から現在までの思いを語ってくださいました。直前の事情により講演はオンライン中継となりましたが、それでも、奥津さんの熱意が画面を通じて参加者全員に伝わり、満足度の高い講演会となりました。

以下は、その内容を会報掲載用に整理加除したものです。なお、途中の見出しは、編集担当者がつけました。

### 1 はじめに

私は齢83歳。1968年に岡山弁護士会の弁護士になり、55年間弁護士をしている、ということになります。今、認知症が進行しておりまして、話をしているときに何を話しているのか、わからなくなることがいつもあります。したがってこういうふうに皆さんの前でお話をするのは極めておこがましいのですが、高崎さんに言われてなんとなく承諾してしまったので、やむを得ないということになりました。

私は、「年を取った時にはかわいいお年寄りになる。若い人に嫌われないために、同じ話を繰り返さない、昔話をしない、自慢話をしない」ということを自分に言い聞かせようと思っておりましたが、今日はこの禁を破りまして、同じ話、昔話を、自慢話としてさせていただくことになってしまいました。

### 2 社会福祉的なものと私

これは、私が弁護士になったきっかけでもあります。

川上郡成羽町坂本（現高梁市）で生まれて、吹屋中学校に行きました。昭和31年に中学校を卒業して、当時、私らの中学校では半分くらいは就職するわけです。私も就職組でしたが、夜間高校に行きたい、と行かせてくれるところ

を探しておりました。しかし、なかなかありませんでした。

やむなく大阪の堺市にある、包丁を研いで刃を付ける職人の仕事に就職したんです。ここは夜8時くらいまで仕事をしますから夜間高校には行けない。夜間高校に行きたい、というようなことを言ってましたら、親戚がいろいろ手配をしてくれて、岡山の盲学校に就職することができました。盲学校の使い走りのような、スクールバスの車掌その他の雑用をする仕事で、盲学校の中に住み込んで、その寮で食事をするということから始めました。

烏城高校（岡山県立定時制夜間高校）に1年遅れて通い始めました。烏城高校では弁論部がありまして、その弁論部に入って、各地の高校でいろんな弁論をして、弁論の内容とか演説の仕方とか採点することが当時流行っていたんです。それに出て、あちこちの学校に行って演説をしていました。その中で、「烏城高校で同じような境遇の仲間たちと仲のいいグループを作って、いろいろな活動をしているんだ」というような話をしたら、その時の審査員で来られていた本多先生という人がおられまして、この本多先生が、「君の話は面白かったからいっぺん自分の家にその仲間を連れて遊びに来なさい」と言われて、仲間と遊びに行きま

した。

本多ちえ先生という方は結婚して子どもさんはおられるのですが、先妻さんの子どもと自分の子どもとどちらもみなさん独立しておられて、その夫となった方は亡くなられて、一人で生活をされていました。岡山県の初代の婦人児童課長を経たという人で、その当時は岡山県ではちょっとした名士の方でした。その本多先生のところでカレーライスを食べさせてもらったりしながら話をしているときに、「大学に行きたいけど昼は仕事をしているから勉強時間が不足して大学には行けない」というふうな、愚痴めいた話をしたら、これは鳥城高校の4年生の時ですが、先生が、「じゃあ、うちに来なさい、居候をしなさい」ということになって、本多先生のところで約7カ月間くらい居候をしました。もう一人の友人と一緒にでした。それで大学受験の勉強をしました。

そのころ、本多先生は、当時売春防止法というのができて、かつて花街で生活をしていた彼女たちの世話をされていました。更生をして仕事をさせてと、いろいろ親身になって世話をされていたんです。その本多先生が、「彼女たちがいろいろ困っているときに、弁護士に相談しても味方になってくれる弁護士がおらん。弁護士はすぐにお金お金と言うて、ろくな弁護士がおらん。奥津君、君は弁が立つんだから弁護士になりなさいよ!」と言われたんです。それでまあ、私は弁護士がいいかなと気持ちになったのと、その当時、本多先生が面倒をみられていたその彼女たちの一人といっぺん会いました。なにかはかなげな、普通の女性でしたけど、はかなげな感じがして、当時高校生の私にとっては、何かしら非常に印象の深い思い出に残る彼女でした。

それが私のひとつの出発点になりました。「何

かがあると、その彼女たちの味方になる」ということが、私の出だしとなりました。本多先生の命令だったものですから、私はその命令に従ったわけです。

それからもうひとつは、岡山大学に入ってから、セツルメントという活動に参加しました。それは、かつて、岡山市内に貧しい人たちのバラック建ての家が並んでいるようなところがあったのですが、そこに行くと住民の生活向上のための手助けをする、という活動です。法学部の学生なんかは、本当は法律相談とか生活相談なんかが中心になるんですが、そういうことはまだできませんでしたので、他の学部の人たちと一緒に、子ども会を中心に活動をしていました。その集落の子供たちを集めて勉強会をして、宿題をみてやる、というふうなことをしたり、一緒に遊んだりをするという活動をしていました。その子どもたちといつも接触したりして、大人たちのいろんな悩みや話を聞いたりすることもありました。それからセツルには医学部の学生もいましたから、上級生なんかは医療相談に乗るということもありましたね。セツルメントの中での活動というのが、私のもう一つの原点になったように思います。

そういうふうなことが、私と社会福祉的なものとの最初の出会いです。

### 3 福祉オンブズを立ち上げた頃

次に、福祉オンブズの代表になったきっかけですが、これはもう横田悦子さんのおかげと言いますか、横田悦子さんに誘われたということになります。ちょうど、悦子さんが市議員になって、活動をいろいろ始めていました。2000年に福祉の制度の一大転換点を迎えていたわけです。それまでの「社会福祉事業法」から、「社会福祉法」に変えられて基本法にな

るとか、介護保険ができるとか、当時ノーマライゼーションという言葉がはやって、そういう理念に基づいて制度設計がされるんだということでした。

横田さんというのはすごい女性だと思います。この福祉オンブズを残したのも横田さんですし、「みどり岡山」を発足させてそれを現在も続けているのは横田さんの功績だと思います。残念ながら早く亡くなってしまいました。『永遠の記』<sup>とわ</sup>というのを作って、彼女のいろいろな思いをつづった冊子を出版して彼女を偲びました。「みどり岡山」は、大塚県会議員、鬼木市会議員、それから笠岡の真鍋市会議員、和気町の太田町長さんとかいろいろ関係者がいらっやって、その功績は大きいなと思います。

当時、社会福祉を大きく変える標語として「措置から契約へ」という言葉がありました。措置というのは、それまでは、社会福祉関係行政サービスは、行政処分として行政が措置するという形で行われていたわけですね。行政処分ではなく、利用者が、施設とかその他の事業を行っている者との間での契約で、入所したり介護を受けたりする、主体的に選択ができるということになる、というのが大きな転換でした。「措置から契約へ」という標語が言われて、私どももそういうような理念に基づいてこれから福祉オンブズというものをやっていくのだと思っておりました。

福祉オンブズの基本的な考え方というか、何をやるかというのは、行政をちゃんと監視をすること、行政が法律に基づいてきちんと仕事をしているか、ということの監視をするというのが一つ。そして、それを利用している人たち、利用者をどうやって保護するか、その利益をどうやって守っていくか、ということがもう一つ。この二つが大きなテーマだったと思います。

す。どこまでできるか何ができるかということとはともかくとして、そういうような理念で始めたように思います。

## 4 福祉オンブズ活動の思い出(1)

### 相談活動から行動

何をやったかということで、つらつらと思いついてみると、一つは相談事業です。福祉オンブズという看板を掲げて、「困りごとや悩み事はいろんなことの相談を受けますよ。一緒になって解決をしていきましょうね」という相談事業です。それは現在も続けられていると思いますが、相談事業が大きな柱でした。

新しく、福祉行政が変わった中には、いろんな不服を述べる、苦情を言うという制度も中に取り込まれています。行政に対する不服や、施設に対する苦情の申立てをすとか、制度上いろいろ作られています。行政や施設そのものではなくて、第三者的な苦情を述べる場所というのもけっこうあるわけです。

そういうものの中で、わが福祉オンブズというのはいったいどういうふうな特色、特徴を持つのかということも考えましたが、あまり、そう特徴らしい特徴というのはなかったように思いますね。強いて言えば、あくまでも利用者の立場に立つ、とことん利用者の立場に立って相談に乗っていくんだということだったと思います。何よりも申し上げておかねばならないのは、この福祉オンブズをやるという中で、池田祐土さんですね。池田さんがおられたから発足可能だったのです。私は池田さんの手代というか、池田さんの指示に従って単に代表というのは名前だけで、池田さんが法律相談から行政との交渉とか、ずいぶんよくされたと思います。池田さんがおられたから最初の10年間の活動が可能だったのだと思います。

相談事業というのが、2000年から2009年までの間、ほぼ10年の間に、2266件の相談があったということのようです。高齢者関係が60パーセント、障害者関係が20パーセント、その他が20パーセントという割合で、1か月平均に直すと18.8件ほどになります。けっこう相談はあったんだと思います。

池田さんの相談の処理の仕方というのは、まず、相談者からていねいに相談内容を聞き取りしますと、対象の施設とか事業者とかに対して行政がどういう指導をしておるか、どういう監査等をしておるかという、行政文書の公文書開示を求めることから始められました。介護保険の実地指導とか、法人の監査だとか特別監査だとか、事故があれば事故の報告書だとか、苦情処理等どうしているかとか、いろんなものが行政には資料として文書として残っていますから、それを開示して、その施設や法人はどんなのかを調べて、相談者の相談の内容と照らし合わせながら行政と相談をして解決へ導くという方法を取られていました。

実にていねいに仕事をされていたと思います。会報の15号に載っている元介護の職員だった人でオンブズに相談した人が投稿をしてくれておるんですけども、「オンブズの存在によって、福祉サービスは厳しい目にさらされているという風潮を定着させる必要がある」ということが書かれています。そういうふうに、けっこう評価してもらったんだと思います。

相談事業の中で記憶に残っているものでは、労働組合づくりというのがあります。私が弁護士の仕事の中では労働組合関係の仕事というのはけっこう多かったんです。

総評が元気がいい、労働運動が活発な時代に弁護士になっていますから、総評関係のいろんな労働組合の相談に関与していました。

そういう、労働組合系の仕事はかなりたくさんやっていたもんですから、施設の職員の勤務条件の改善のために労働組合の結成を考えたわけです。施設の中で、職員の方からいろいろ（オンブズに）相談がある。たとえば、人事が非常に偏頗<sup>へんぱ</sup>で差別的な人事が行われているとか、あるいは労働基準法が守られていない、残業代が未払いだ、とかいうのは多いんですね。

あるところで、差別人事というのが横行して、施設長が非常に感情的な差別をするというのをどうするか、というので、これはなかなか行政も手が出せないものですから、労働組合を結成しようという働きかけをして、労働組合結成までいきました。組合結成大会をして、労働組合結成届というものを施設に提出して、すぐに団体交渉の申し出をするということをやったわけです。団体交渉で人事差別を是正させるわけです。これはけっこう成功しました。団体交渉に応じないと言えど不当労働行為ということで労働委員会に訴え出るという救済方法がありますので、それをテコにしながら、労働組合を作った、という思い出があります。

それからもう一つ、印象に残っているのは、施設の食事に対する不満、食事がまずいとか、非常に質が悪いとか、冷え切った食事とか、これは行政も指導しないことはないんですが、なかなか難しい。どうするか、ということで、いっぺん、池田さんと相談して、施設に乗り込んで行ってみようではないかということで、ある県内の田舎の方の施設でしたけど、乗り込んで行って、どのような食事状況なのかというのを見たり、そこの施設長と談判をしたというふうな、思い出があります。こういうふうなものも、池田さんを中心にして可能になった、思い出に残る事件ですね。



## 5 オンブズ活動の思い出(2)

### 第三者評価の先駆け、冊子発行

それからもひとつ、大きな事業というか仕事としては、5つの冊子を発刊したことです。

中でも大きいのは、『新あなたが選ぶ特別養護老人ホーム岡山県版』と、もうひとつは『あなたが選ぶ介護老人保健施設』という、両方ともけっこう分厚い冊子です。これは何かと言いますと、措置から契約へということですね。利用者が施設を選ぶんだというけれども、施設についての情報がほとんどないではないか、その施設ではどのような運営が行われているのか、従業員はどのような体制になっているのか、施設としてのモットーとか、考え方というのはどうなっておるのか、そういう、施設の概要や情報を示すものを作ろうではないか、ということで始めました。施設に対してアンケートをしまして、そのアンケート調査の結果を見開き1ページにまとめて載せ、見やすいようにレイアウトする。それと同時に、その施設に対して今まで行政がどういうことをしてきたのか、監査があったり指導があったりしたら公文書で残っていますから、そういう公文書の開示を求めて、その施設に対して今までに出した行政指導が何であったかを載せる、ということをしました。これは、大変な、かなりの労力を要する作業だったんですが、池田さんを中心にして、事務局のみんなが応援して作り上げたものです。

自慢できるとしたら、回収率が非常に高いことです。特別養護老人ホームの2回目のアンケートは103施設のうち、102か所が回答してくれました。してくれなかったのは1か所だけ。もちろんこれは我々が行うアンケートですから、何にも権限はなくて、まったく任意に協力を依頼する、ということなんですけど、1つ

を除いて特別養護老人ホームは回答してくれました。それから老人保健施設は、71のうちの68が回答してくれた。3件は回答してくれませんでした。

当時は、こういうような、アンケートを全部についてしてまとめて冊子にする、それに、行政の指導も載せるというものは全国にあまりありませんでしたので、高い評価を受けました。朝日健二さんという、朝日訴訟で原告の朝日さんの養子になられて事件を引き継いだ方、この方が高齢者関係のいろんな仕事をされていましたが、その関係されている月刊誌に、「他に類例を見ない高水準なものだ」という大変な誉め言葉でほめてもらったということもありました。そういう意味では専門家の間では大変評判がよかった。そして、吉備人出版で市販をしまして、県内の大きい書店において販売してもらうようにしました。

売れ行きはどうか。悪かったですね。ほとんど売れない。業者であるとかケアマネであるとか、関係者の人は買うんですけど、一般の人は買わない。それは、利用者が自分で施設を選択するための情報提供だと言っても、ほんまは選択なんか、できっこないんです。例えば特養なんかですと、自分が選択して行くなんていうんじゃないくて、申し込んでも待機者がいっぱいいるっていう状況でしょ。それに、自分が入りたいと言っても、事業者やケアマネが「あなたはここに入りなさいよ」と言ってくれなきゃあ入れない。介護保険の適用で行くわけですから、自分が勝手にはやれないですね。そうすると、一般利用者、一般消費者が選ぶというようなことは現実にはなかなかできないわけです。一般利用者にはほとんど役に立たない、ということなんです。

どんどん売れてベストセラーになって、一

刷りから二刷り、三刷りというふうに印刷を増やさにゃならんかと思ったけど、そんなことはまったくなくて、売れ残って積んでありました。残念なことでした。

ところで、この、アンケートを取って民間の我々が評価をするというやりかたは、第三者評価の先取りみたいなものなんです。当時、第三者評価というのが始まりました。施設を民間の評価機関が評価をして、その施設そのものが自ら評価したものに、評価機関が聞き取りをしたり実地に調べに行ったりして評価して、その施設がどういうところなのかということ公表するという「第三者評価制度」というのが発足して、これも画期的なことだ、というふうなことで評判になったわけです。

当時、こういう制度を見て私は大変いい制度だと思いましたし、我々も佛教大学の永和先生というこの道の先生をお招きして勉強会をしたりしました。医療機関についてはすでに第三者評価というのが始まっていましたから、その評価制度を調べたりしました。私はひそかに、わがオンブズも第三者評価の評価機関を目指すと、法人化もしてスタッフもそろえて評価機関になっていくのはどうかと、ちょっと思ってもみたんですが、しかし、どうなるかもさっぱりわからないし、専門家もそれなりに揃えないとできないもんですから、具体化することはありませんでした。

その期待した第三者評価というのが、今どうなのか。ネットで調べてみたら、全国社会福祉協議会、全国の社協が、「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」というパンフレットを作っています。これを見ますと、この第三者評価制度というのはさっぱりダメなんです。定着していない。「目的と現行の現状とは全く乖離している」というふうに書いていま

すし、評価を受けるところが、全国の特養では4.77パーセント。もう、固定して特別なところ以外は評価を受けない。評価機関も、そういう状況ですから成長しなくて、いい評価機関が育たない、ということがこの中に書いてあります。負のスパイラルでまずい状況がますますまずくなると書かれています。(オンブズが)第三者評価なんてことをしなくてよかったな、と思っていますが。

オンブズの今岡清廣さん、岡山県社会福祉士会の今岡さんです。今岡さんらはこの事業をされていますね。いくつかの評価にも携わっておられます。どんな状況なのか、いっぺん聞いてみたいとは思いますが。

## 6 よいはずの制度がなぜ定着しないのか

こういうふうに、日本では、「いい制度だなあ」と思うものが、なかなかうまくいかないです。これは、私の50数年間の弁護士生活の中で如実にそう思います。たとえば「環境アセスメント」。これも私が日弁連の公害環境委員をしていたときですが、瀬戸大橋の工事の時に、大きな公共工事としては最初にこれをやったわけです。環境破壊とかその他の自然環境などを保全するのに有効な制度と言われたのですが、まあ、一定程度の役割は果たしていると思いますが、必ずしもそうでもない。産廃処分場をめぐる裁判というのは今でも後を絶たないし、メガソーラーで環境破壊が大いに心配されるというのも、うまく止められていない。

それから「公文書公開」。公文書が公開されるようになると、我々はどれほどいろんな行政闘争がしやすくなるか、これはもうまことに画期的な制度だと期待しましたね。ところが今、どうなんでしょう。黒塗りの「のり弁」と称されるものが出てくるだけ。さっぱり機能してい

ない。むしろ「のり弁」の根拠となっている。

それから「パブリックコメント」。これも期待して、始まった時はみんな全国のたくさんの人がコメントを寄せました。でもコメントが取り入れられて行政が方針転換したとか中身が変わったとかいうことは、ほとんどない。一番のいい身近な例が岡山市の夜間中学で、岡山市教育委員会が、公立夜間中学の基本計画をパブコメにしました。「岡山市に公立夜間中学を求める市民の会」事務局長の藤原先生らと、いっしょうけんめい「パブコメに応じてください」と呼び掛けて意見書を出しました。しかし、パブコメに応じて変えられたところはありません。ところが、有力市会議員を揃えて市長に直談判をするという人が現れると、入学時期に関する基本計画がすぐ手直しされました。有力市会議員というのは、市長の選挙応援をしたグループを中心にするわけです。要するに市長にとってみれば、有象無象（うどうむどう）がおるパブコメなんてのは、まあ、聞く対象にはならん、というわけなんでしょう。

なんでそういうふうに、いいと思われる制度が換骨奪胎かんこつだつたいされて役に立たないものになるのか。昔読んだ官僚に関する本の中で、印象に残っているものが一つあるんです。ある元官僚が、日本の官僚は国民の方を向いていない、天皇の方を向いているんだと。高級官僚は今でも海外出張したら、行くときと帰るときは皇居に行って記帳をすると。戦前の天皇の官僚というものはまだ生きておるんだ、と書いていたことがあります。天皇そのものの官僚ということではないけれども、そういうふうに官僚の組織全体が国民の方を向いていないという体質が大きな影響をもっているんじゃないか、というふうに思います。

どんなにいい制度でも、それを具体化し、

現実に運用するにあたっては、現場の実務を担う官僚に依存せざるを得ません。その官僚が国民のためにではなく行政の都合の良いように骨抜きをしているのではないかと思っています。

## 7 これからのこと—老人と性、施設に入りた いか

さて、これからのことですけども、私もいい年になったもんですから、これからどうするかということを考えねばなりません。人のことではなくて自分のことです。

そういう中で、老人施設がどういうものなのかというのを考えるときに、老人と性というものについてなんか気になるんです。というのが、私は80幾つにもなると、性欲というものはもうなくなってしまって無色になって、非常に穏やかで静かでなもので色気が気にならない人生になるのかと思ったら、そうでもないんです。案外スケベ老人になるんです。ミニスカートは気になるし、胸のふくらみは気になるし、機能はしませんが、女性の肉体に対する関心はあるわけです。

どうもこれはそういうものなのかなと思っていたら、『限界から始まる』という上野千鶴子さんと鈴木涼美さんという人の共著の本を読んできましたら、上野さんが、こんなことを書いておられるんです。

「リブの田中美津さんにふと漏らしたことがあります。『性欲が減ったから人生が平和になったわ』。それを聞いた美津さんが嬉しそうに他の人にこつ話したそうです。『上野さんがね、性欲がなくなったら人生が平和になったわ、ですって』その話が回り回って私の耳に入りました。その後、美津さんに会う機会があったので、美津さんに発言の訂正を求めました。『あの

ね、美津さん。私は性欲が減ったと言ったので、性欲がなくなったとは言っていないのよ』というふうに訂正した…」ということが本に書いているわけです。こういうたくさんの人が読む本で、サラッと自分の性欲を述べるというのは、あっけらかんといいなあとあって、ああ、私も自分の性欲についてもあっけらかんとしゃべれるようになりたいなと思ったわけです。

そこで、もうひとつエピソード。HIV 訴訟なんかで有名になって国会議員もされた、川田悦子さんという人が岡山にもおられました。私の妻がやっているコットン古都夢にも出入りされていて、仲良くしていたものですから、悦子さんが住んでいらっしゃる八ヶ岳の山荘をお訪ねしたことがあるんです。広い敷地の中に木がいっぱい生えた中に山荘がありまして、敷地内を小川が流れていました。その小川には自然のままのワサビが生えている。これはええなあと思いました。その川田さんに、「そういえば上野さんも東大を退職されてから、この八ヶ岳山麓に引っ越しをされたというふうに聞いたんですけど、どこなんでしょうかね」と聞いたんです。そしたら、川田さんは「あなた上野さんを好きなの」と言うんで、「いや、別に好きではありませんけど日本のフェミニズム論では大いに貢献されたと思いますので」とかいろいろ言っていましたら、「上野さんはね、ここより反対側、山梨側」、と言われて、ちょっと固い声で「色川大吉さんの隣」と言われたんです。川田さんがおられるのは長野県側、北側になるんです。山梨側というのは反対の南側。ああそうですか、ということでおりましたところ、最近のニュースで色川大吉さんが2年ほど前に亡くなられたと、その老後と看取りを上野さんがした、というふうに書いてあって、最後に亡くなられる15時間前に、上野さんは色川

さんと婚姻届を出したという記事が載ってました。詳しいいきさつは婦人公論に書いてあるんですが、読んでませんのでわかりません。

あそうか、それでなんか、川田さんは、色川さんの隣、というのをえらいつっけんどんに言われた、その理由が今になってわかったというわけです。

ついでに、映画の「茶飲<sup>ちやのみともだち</sup>友達」というのを見ました。これは、若者が、寂しい老後生活を送っている老人たちのために、セックス提供もある、いわゆるデリバリーサービスを営業するわけです。それはお年寄りのデリバリーヘルス嬢、これはティーガールと呼ぶんだそうですが、それを派遣して、料金を取ってサービスをするというものを運営するわけです。その映画の中で、福祉施設のような老人施設にもデリバリーサービスでティーガールが派遣されるわけです。普通のお客さんのような、訪問してくるおばさんのような知り合いのような形で入って行って、それで個室の中でそれなりのサービスをするというシーンがあるわけです。で、この映画の最後に売春防止法でその組織は摘発されて、みんなそれぞれにご破算になるわけですが、その時に、警察の係官らしい者が、「君たちはそういうサービス嬢を老人施設まで派遣した。おかげで依頼したご老人は、施設との契約違反ということで退去を命じられた。大いに迷惑をしておる」というふうなセリフがありました。

老人施設その他の施設では、夫婦で入っているのはともかくとして、そういうところでは自由恋愛というのは全く禁止されているのだろうか、とちょっと疑問に思いました。と同時に、そういう施設では「性」というものがどのように扱われているのだろうか。LGBTとかジェンダーも含めて、もうちょっと性というものが施

設の中で、開放的であってもいいのではないか、というふうなことを思いました。なんか、デリバリーサービスを受けたら、退去を命じられることに本当になるんだろうか。施設におられる方に聞いてみたいんですが、ほんまにそうなるんですかね。

LGBTQ というものも含めて、施設がもうちょっと、性を、抑圧したもの、ないものにして扱うというのでないようになったらいいのにな、と思ったわけです。

老人施設に行くとして…施設に入りますか？上野さんは『在宅一人死のススメ』という本の中で、「施設には入りたくない。在宅で介護保険を有効にうまく利用して一人でも生活できて看取りができますよ」ということを述べておられます。私も、施設がいいとはぜんぜん思えないんですが、私のところは今、連れ合いのみゆきさんと二人で、どっちが先にダメになるか競争をしております。残された方が負け。負け勝ちはないかもしれませんが、負けかもしれませんな。子どもたちも、おるにはおりますけど、子どもたちの世話になるというイメージがもひとつなくて、その時になってみないとわかりませんが、どうなるのかな、ということをおぼやかしなければならぬ、というふうなことであります。

## 8 これからのオンブズ

これからの福祉オンブズがどうなるのかというのを、私が述べるほどの意見も何もありませんが、AIロボットだとか、が施設の人手不足を解消するために大いに使われるようになるんだろうな。それから介護保険というのが、結局これは福祉の現場を決めているのが介護保険ですので、介護保険が変わればまたガラッと変わる、ということでの、行政による指導とい

うのが大いに影響するのだらうなというふうな感じを持っております。

ほとんど役に立たない話をずらずらと述べてまいりましたが、ちょうど時間となりました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 感想（一部抜粋）

奥津さんのこれまでの人生の中から弁護士活動が福祉オンブズ活動の経験を話してください、ありがとうございました。私も学生の頃、セツルメントや朝日訴訟ことで福祉に関心を持ちました。

初めて奥津先生のお話を聞かせていただきました。先生が弁護士になられるまでの諸々が、その後の福祉オンブズおかやまへつながったのだと分かりました。

いつもよくお会いしている奥津先生の中学校を出る頃からのことがお聞きできて、広くて深いストーリーをお聞きできてよかったです。オンブズマン設立後のこともよく分かり、改めてこれまでの熱意を知ることができました。

「可愛い年寄りになる」とともに「同じ話をしない、自慢話をしない」という先生のモットーは、別の場所でもお聞きしたことがあり、日記に書きつけた記憶があります。今日は先生がその禁を破って、先生の人生と活動の歴史を語ってください、本当にありがとうございました。

（編集：高崎和美）

## ■第11回福祉オンブズオンブズカフェ報告

### 「生活困窮者への支援の実際」 ～ホームレス者への支援から考える～

2023年7月22日（土）午前10時から、行われました。5月は総会のためお休みして、4カ月ぶりの実施。完全オンラインで、10名の参加でした。

話題提供者は、NPO法人岡山きずなで相談員をしている社会福祉士の新名雅樹さん。きずなでの幅広い活動を紹介して、そこから得た知見から、これからどんな活動を進めていこうとしているのかを語ってくださいました。

きずなは、もともと繁華街等でいわゆるホームレスに心を寄せた夜回り活動や炊き出しをしておられましたが、現在では、厚生労働省系の生活困窮者支援施策を使った住居を含めた生活の支援をする施設と、法務省系の刑余者（刑期を終えて社会復帰したけれど困難を持っている人）を支援する施設も運営しているそうです。

その事業の柱は、①衣食を通じて命をつなぐ②会話を通じて心をつなぐ③ともに歩み未来をつなぐ、の3つで、まずは命をつなぐことから始めて、それにとどまらず、社会との関係を持った生活を継続できるように支援していくというもの。

ホームレスというのは、建物としての家がない（ハウスレス）だけでなく、居場所としての家、頼れる人がいる場所としての家、頼れる人との関係性としての家がないのであり、安心して暮らすには、家をあてがうだけでなく、社会との関係、人との関係を取り戻すことを支援する必要があると語られました。

受託事業とは別に独自事業として、「安楽亭」という建物で食事を提供したり、相談に乗ったり、洗濯や入浴を提供する事業、また、その近くで農作業を共にする活動をされています。駅地下街を中心に食べ物を提供する「夜回り」も続けておられます。

かつて困窮というと貧民窟のイメージがあったけれど、今、そのような場所はなく、経済的困難、精神的身体的困難に加えて、一人一人が社会的に孤立してしまう困窮が問題。心身が傷んでいるのに地域社会から排除され孤立してしまっ、他者を信じられず、「助けて」が言えない状態の人を、継続的に支援する（伴走型支援）ことが大切。そして、それができる社会を作っていきたい、というお話でした。

きずなは、居住福祉（生きる基盤としての安心して暮らせる住居が根幹という考え）の観点から、今ある制度の中で何ができるかを考えて最大限の支援をすると同時に、声を上げ、社会を変えていくところまで見通しての活動をされていることがよくわかりました。

（高崎和美）

## リレーコラム 第28回

今回のリレーコラムは、パブリック友の会代表の大澤さんです。親がいなくなった後でも子どもの幸せが続くことを願うのは、多くの親の思いでしょう。大澤さんもそんな一人。その思いを実現するための工夫を実践されています。成年後見制度については、福祉オンブズおかやまでも何度か取り上げましたが、このような視点もあったのだと学ばされます。ぜひお読みください。

### 親亡き後を見据えて、今から専門家とつながっておきたい！

パブリック友の会 代表 大澤 公一郎

前回コラム執筆者の増田知代さんは、たんぽぽネットワーク（岡山市の小中学校、特別支援学校の教育環境や福祉制度をよくするために活動する、支援の必要な子どもたちの保護者が中心の集まり）に加入した時からお世話になっています。今回コラムの執筆推薦を頂きましたので私が活動している保護者会についてご案内をさせていただきます。

それは、パブリック友の会（弁護士法人岡山パブリック法律事務所と障がいのある本人・家族をつなぐ友の会）という名称です。私には重度の知的障がいを持つ23歳の息子がいます。事実を知った時「なぜうちの子が」「神様、私悪いことしましたか？」と現実を受け入れがたい状況にありました。幸いなことに、多くの支援を頂き良縁に恵まれ今を迎えています。

息子が20歳を迎えた頃、親亡き後の事について考えるようになりました。

息子は誰の支援を受ければ？お金の事、色々な手続きの事、等々思いを巡らしましたが、行きつく先は後見制度でした。きょうだいに見てもらいたい気持ちもありますが、各々の人生があります。

家庭裁判所から選任される後見人の代表例として、弁護士がいますが、皆さんは行きつけの法律事務所ってありますか？気軽にお茶する弁護士さんいますか？敷居が高い法律事務所、まして弁護士となると・・・。

そんな不安を抱えていた時に、ある方から岡山パブリック法律事務所を教えていただきました。事務所内に後見センターがあり、弁護士、社会福祉士、事務員の3人1チームで支援してくれる、法人として長く寄り添ってくれることに、大きな安堵を感じました。

弁護士さんと知り合いになれた後、今度はその関係性を後見の必要な時までの間、切れてしまうのではなく持続したいと思いました。そこで、今からつながっておくことを目的として、この会を立ち上げました。岡山パブリック法律事務所のファンクラブみたいな感じです。年2回の集まり「&のつどい」の開催と年2回の情報誌「安堵」を発行しています。つどいでは、グループ毎に弁護士、社会福祉士の方に入って頂き、座談会交流を深めています。7月と11月に開催していますので、お気軽にお越しください。連絡先は090-1188-2067（私の携帯）です。

## 第 12 回福祉オンブズカフェのご案内

時：2023 年 9 月 23 日（土）午前 10 時から 11 時 30 分

完全オンラインです。

話題提供者：川西大吾さん（社会福祉法人 旭川荘職員）

テーマ：「強度行動障害について知ろう—どうやったらうまくいく？」

強度行動障害って、ちょっとびっくりするネーミングですね。自分をひどく傷つけたり、他人や物に激しい暴力をふるったり、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が頻繁に出るため、特別に配慮された支援が必要な障害のこと。けれど、実際には行動の原因がわからないため、何を支援してよいかわからず、周囲はただ困り果てたり、トラブルを避けようと本人を力づくで押さえつけてしまいがちではないでしょうか。

精神障害や知的障害の分野では、これは本人の責任ではなく、しつけでなおせるようなものではないことはよく知られています。さらに、今では、「強度」という名前もちょっと不適切ではないか、と専門家の間でいつも話題になっているそうです。

この障害は、特性のある人と周囲の対応とのミスマッチから失敗体験が繰り返され、社会的な不適応が強められている状態と考えられるそうです。

他方で、周囲の対応の問題だということになると、発達に特性のある子どもをもつ親の多くが、「強度行動障害にならないように育てなくては」という強迫的な思いに苦しめられてきたそうです。

川西さんは、平成 1993 年から社会福祉法人旭川荘いづみ寮（知的障害のある 18 歳以上の利用者が入所・通所する障害者支援施設）で強度行動障害の問題に取り組み、支援をしてこられました。その支援の経験から、「コミュニケーション」がこの障害への対応のカギだと確信し、現場での実践を続けながら、支援方法の研究、また一般市民への啓発活動を続けておられます。

「初めて聞く言葉だ」と思う方も、「聞いたことはあるけどなんだか分からない。」という方も、現役の支援者から、支援とそのため研究の最前線を聞いて一緒に考え、語りましょう。

参加希望の方は、福祉オンブズおかやまのホームページの「ご相談」のタブをクリックして、申し込むか、ファックス 086-244-0120 まで①お名前②メールアドレスを記載の上、9 月 20 日までに送信してください。

### 人権相談 受付中！

電話による相談は、毎週日曜日午前 10 時から午後 3 時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL：080-2885-4322 ホームページ URL：http://f-onbuzu.com/

E メールアドレス：f.ombuds.okayama@gmail.com